

第二百五号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年十二月十日」を「令和六年十二月十日」に改める。

附則第三項中「（下水道業を除く。）」を削る。

附則別表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項を次のように改める。

亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	四
-------------------------	--------	---

附則別表中備考二を削り、備考一を備考とする。

附 則

この条例は、令和三年十二月十一日から施行する。

（提案理由）

第二 百 五 号 議 案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を 一
 改正する条例

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（令和三年環境省令第十五号）の施行による排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準を改める必要がある。